# 弊風とされた民俗

- 更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼-

和 田 健

## 1. 本稿の目的

本稿は、農山漁村経済更生運動(以下「経済更生運動」と記す)において「弊風」そして「美俗」などの評価をされた生活習俗の社会的背景について考察することを目的とする。具体的には昭和10、11(1935、36)年に新規指定された茨城県内更生指定町村の農山漁村経済更生計画書(以下略して「更生計画書」と記す)を対象に、より踏み込んだ生活改善指針の記述から、どのような「村」のあり方を行政町村たる官は作ろうとしていたのかも合わせて検討する。

筆者はすでに昭和7、8、9(1932、33、34)年度の茨城県新規更生指定町村の更生計画書の特徴を記してきた [和田2008、2011 a、2012、2014年]。経済更生運動が始まった当初は予算的な裏打ちのない、節約を主限とした「自力更生」を前提とする生活改善指針であった。節約も例えば「宴会でのお酒は節する」「婚礼で無駄な費用は使わない」「入隊営の際には多くのものが幟を贈って餞別を渡し土産を期待することを廃する」といった非日常における出費に対する指摘が、すべての更生計画書に見られる。ただ、経済不況の農村下においても冠婚葬祭、盆と正月など娯楽性のある行事に対して、極端に出費を控えることには実行性の乏しいものであったと推測される。また入退営での村内の行事は、1940年代以降の太平洋戦争突入、大政翼賛体制における厳しい戦況における出征とは違って、1930年代後半は戦勝機運を感じる状況下で、出征退役が祭礼的な慣習としてできあがり、出費が拡大する状況下であったと思われる。

昭和7年、8年度の更生計画書ではあくまで努力目標的な特徴を持った生活改善指針も、昭和9年度新規指定村では具体的な督励方法が多く記される

ようになる。例えば更生計画書の末尾に実行を約束する署名捺印を行う、実行事項が書かれた張り紙をして、誰にでも見えるようにして確守する雰囲気を作るなどである「和田 2014年 91-119頁」。

さらに踏み込んで昭和10、11年度新規指定町村の更生計画書からは、組織的な督励実行とそれを明文化させる記述が見受けられる。そして否定的に評価した生活習俗(「弊風」「陋習」など)と新たに作り出そうとする生活習俗(「美風」「美俗」など)の記載が多く見かけるようになる。本稿では更生委員会側が否定的に評価した「弊風」「陋習」などといった民俗そして肯定的に「美風」「美俗」といった評価をした新たな民俗の持つ意味を合わせて考察したい。

## 2. 昭和10、11年度新規更生指定町村の特徴

#### (1) 茨城県版昭和10、11年度新規更生計画書の書誌的特徴

すでにこれまで筆者の拙稿でも紹介しているが、対象とする資料の特徴を 簡略に記しておきたい。対象とするのは『昭和10年度農山漁村経済更生計 画書』『昭和11年度農山漁村経済更生計画書』で茨城県経済部が各年度単位 で県内新規指定町村の更生計画書を集約したものである。各指定町村の更生 計画書は、当然その行政単位の経済更生委員会で策定し、印刷されたものは 町村内関係者あるいは各戸に配布されているものであるが、本稿で対象とす るのは茨城県が集約したものである。この資料は昭和10年度で20、11年度 で14の新規指定町村の更生計画書が収録されており、合計34町村の新規更 生計画書を本稿では対象とする。茨城県版にあるものと各町村の原本の違い は、現存している各町村版の原本と比較すると、町村長による緒言と基本調 査の数量的データが茨城県版では省略されている。

茨城県版各年度版緒言で「編集の都合により基本調査を省きたり」とあり、 更生計画を立てる際に実施された収入支出そして負債額、納税額、未納税額 そして農業等生産に関わるこれまでの成果、そして日常、非日常含めた家計 の収支を捉えた調査の結果が省かれている。しかしながら基本調査の結果は 完全に更生計画書から省かれているものではなく、新規指定の場合5ヶ年計 画で達成度を記す記述の中に基本調査のデータを使った記述で掲載されている。例えば葬式の諸費用を2割削減して5年間の節約高を出す記述では、基本調査で把握された1回あたりの葬式費用の平均額が記されて、新規指定年度からは2割削減した費用を年度ごとに額を入れ、5ヶ年でどれくらい節約できるかを数値化して記しているものである。つまり計画書本体には基本調査のデータが詳細に活用されているものが多くあり、こちらも現存する各町村版の原本と比較すると、おそらくすべての基本調査の統計データを更生計画書巻末に載せている、あるいは別冊で綴じているものを省略していると考えられる。しかしながら茨城県版では、計画の基本骨子およびその中の記述に関しては、省略したとされる記載もないこともあり、計画そのものの詳細は、収録されていると判断してよいと考えている。

## (2) 更生計画書全体構成の特徴

各町村の更生計画書の書式は、巻末【表1】【表2】に示した「計画書の書式・内容の特徴」の列に記したとおりである。すべての町村が全く同じフォームではないが、おおむね以下の大項目および中項目に分けて記載されている。大項目として「一、本村の概況」「二、経済更生計画」「三、経済更生計画実行に依る利益計算」「四、経済更生計画実行の督励方法」に分けて記載されている。記載内容の特徴を簡単に紹介しておきたい。

まず冒頭には「一、本村の概況」の大項目が記される。ここでは指定町村の地勢的特徴、主な生産物、家計調査による収支の額、負債額などが記され、何故に更生指定を求めたかについて記述されている³。次に「二、経済更生計画」の大項目を立て、ここが計画書の本論となる。ここに記載されている中項目は、順番や各部の呼称が違っているものもあるが、「第一 総務部」「第二 経営部」「第三 経済部」「第四 社会教化部」の4つに分けて記載されている。

各町村の経済更生委員会は、役場、農会、産業組合そして学校など関係各所から参加した委員を中心に計画立案そして実行指導にあたる。その具体的な役割が各部に分かれた記述である。すべての町村の更生計画書が各部されいに分かれて作られているわけではないが、おもに以下のように分担されて

書かれている。

「第一 総務部」はおもに役場所掌の業務であり、収支、負債等数量的な 基本調査を担い、更生計画の全体像を見る記述が中心である。「第二 経営 部上は、農会関係の委員が担うところが多いが、おもに農業生産に関わるこ とを中心に作付奨励したい作物の提案、共同で同一の品種を作り収益を上げ ることの奨励そして新品種の栽培を品評する競作会の実施による先進的な生 産技術、知識の町村全体での共有をめざす記述などがあげられる。「第三 経済部|はおもに農産物の流通、共同での肥料の購入など産業組合が担う内 容が策定されている5。そして本稿が対象とする「第四 社会教化部」であ る。おもに学校あるいは役場からの委員により策定されているようである が、ここでは大きく「精神作興」と「生活改善」の2つに分けて記載されて いる。精神作興では、国威発揚のための行動の奨励、例えば敬神崇祖、勤労 愛好、共同互助を掲げ、具体的な施策が記されている。そして「生活改善 | は、おもに冠婚葬祭等社交儀礼の改善、入退営時の贈答交換の禁止、保健、 衛生環境の改善を中心に書かれている。冠婚葬祭等、社交儀礼に関わる冗費 を防ぐ具体的な取り決めに踏み込んで記載されているのが、昭和10、11年 度計画書の特徴でもある。

そして具体的な計画案のあとに記される大項目が「三、経済更生計画実行に依る利益計算」である。こちらは大項目を立てず巻末に収益額を表にして数値のみを載せているものもあるが、具体的な計画に基づいた各年度の目標設定が記されている。例えば婚礼の費用を1回あたり1割削減できたならば、1年間に町村全体で行う婚礼回数を基本調査年度の回数をもとにして、どれくらいの節約額になるか。また新しく耕地を作る開墾計画が記されているならば、各年度で拡大する耕地による収益見込みを記載するなど、数量的な見込みが記されている。

そして最後に「四、経済更生計画実行の督励方法」の大項目では、計画が 絵空事にならないための具体的な進め方についてふれられている。たとえば 村報、産業組合報など定期刊行物の公刊、協議会や部落集会の定期的な開 催、戸主会、農家実行組合での更生計画実行の確認などの記述が中心であ る。これらの収益計算および督励方法を明文化しているのは昭和10、11年 弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼— 度新規更生指定村計画書には多数見受けられるのである。

# 3.「弊風」「陋習」と表記される生活習俗、「美風」「美俗」と表記され創造する生活習俗

#### (1) 因習、弊風、陋習という記述

昭和7~9年度の新規更生指定町村と10、11年度での記述の違いは、より 踏み込んだ具体的な生活習俗への指導といえる。前者が節約の呼びかけと自 力で行うことを掲げる記述が中心であったが、後者はさらに踏み込んでいか に改善するかを示している。そして旧来の習俗を否定的に評価する「因習」 「弊風」「陋習」という表現が、「社会教化部」の中項目の序文あるいは結文 で多く見かけるようになってくる。

例1 「農村は其の耕耘其の経営其の生活に於いて<u>永き因習を踏襲して時代の</u>進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも<u>唯其の叫のみにして</u> 実行の伴はざる現況は共同施設共同経営の発展せぬ所以であり生活改善の実 の挙らざる所以でもある」(昭和10年度 西茨城郡岩間町)

例2 「簡素にして而も人情厚き農村生活の特色なり然れ共現時農村の生活は極めて複雑多岐に亘りて農村本来の生活に悖るもの少なからず、然も<u>之等幾</u>多の弊習は困習久しき容易に排除すべきものあらざれば村民相協力し村民相互の生活上の無駄を排除し<u>農村本来の新なる生活様式を工夫し実行し生活の</u>改善を期せんとす」(昭和10年度 行方郡玉川村)

例3 「時間を空費する<u>弊風を打破し</u>村会を模範とし各種会合の時間を厳守すること」(昭和10年度 稲敷郡安中村)

例4 「即ち精神的に根本から革新し総ての陋習を捨て真実な郷土人となり大和民族の特有たる一大勇猛心を発揮し祖先伝来の此郷土をして理想郷たらしめんには各々が其の本分を全ふするにありと信す」(昭和11年度 結城郡豊田村)

例5 「生活改善は農村更生上の重要関心事なるを以て、時代の趨勢に伴ひ数 年前より各家庭、各種団体に於いて夫々自覚的に実行し着々改善の緒に就き

つつありと雖も因習の久しき為不合理なるもの陋習と認めらるるもの依然社会的に個人的に生活に浸潤して尚改善を要する部面数少なからず、(後略)… | (昭和11年度 筑波郡福岡村)

(傍線は筆者による)

『日本国語大辞典』によると、「因習」は「(1)昔からの習慣、作法や風習をうけつぎ従うこと。(2)昔から続いていて、現在では弊害が生じているようなしきたりに無批判に従うこと。また、そのようなしきたりや風習」、「弊風」は「悪い風俗・風習。弊俗。悪風。悪習。」とあり、「陋習」は「いやしい習慣。醜いならわし。悪い風習。」と記されている(『日本国語大辞典』小学館)7。「因習」はやや柔らかい解釈といえるが、これら3つのことばが絡んだ表現は、長くつづいてきたある生活習俗に対して否定的な評価をして改善を促そうとする意図を持っている。例1の西茨城郡岩間町のように「…(前略)…永き因習を踏襲して時代の進運に伴はざるが故に其の改善を要する事は必至なるも唯其の叫のみにして実行の伴はざる…(後略)…」とあるように、いくら生活習俗の改善の必要性を理解しても「唯其の叫のみ」でかけ声倒れであることを意識して、一歩踏み込んだ指針を示しながら改善をすすめる姿勢が伺えるのである。旧来の生活習俗に対する否定的な評価をしたうえで、では具体的にどのように改善するかという記述へと導くのである。

## (2) 美風、美俗の創造

「陋習」などと評価をする表現と相対するかたちで、「美風」「美俗」など と肯定的な生活習俗の提案もあわせて記述される。

例6 「全村和合偕楽の気分を作り慰安と親和とを兼ねて一層更生運動を鼓舞 し、純風美俗の養成、清操の陶冶に資せんとす 実際の施設 花見会、運動 会、収穫税、鎮守祭、余興、映画会、会食、ピクニック各種発表会等」(昭 和11年度 鹿島郡徳宿村)

例7 「「3、郷土愛の精神強調 郷土の先賢を尊敬し郷土の風色を愛し、<u>常</u>に郷土のために犠牲、精神を致すの美風を作ること」(昭和11年度 新治郡

例8 「<u>韓風美俗の発揚</u> イ、農村行事の保存 ロ、共済協力の強調」(昭和11 年度 稲敷郡浮島村)

例9 「(前略) 精神作興に努め以て<u>質実剛健隣保共助の醇風なる民風樹立</u>に 邁進せんとす」(昭和11年度 筑波郡福岡村)

(傍線は筆者による)

「美風」「美俗」の表現で共通してみられることは、「共同、共有」そして「郷土愛」の発揚との関わりである。例6の徳宿村のように、花見、運動会、会食などは村民全体で共同化し社交の場を積極的に作ろうとする提案、そして醇風美俗、民風樹立には「隣保共助」や「共済協力」を求めている点も、当時崩れかかっていたであろう「むら意識」をもって、各戸、各人が相互で責任を持たせる仕組みを、更生委員会側から再編成するねらいがあったものといえる。その仕組みが更生計画のむら上げての行動実践につながる精神的基盤である、と捉えたからであろう。

大正から昭和初期にかけて、すでに各農家経営における労働は賃金対価を 前提とした有償を前提としたものが増えてきたにも拘わらず、簿記を使わな い家計管理が十分ではない農家が多かった。無用な労賃の支出を抑える意味 でも、今一度無償の労働交換を前提に「隣保共助」「共済努力」する仕組み を作り、さらに納税や貯金もその共助の中で行うことで、より高い効果を上げようとしたと考えられる。そのための新しい生活の提案と捉えられる。で は具体的にどのようなことが「美風」「美俗」などと肯定的に評価する生活 習俗だったのか。以下「弊風」「陋習」などにあたるものを廃していく具体 的な指針と合わせて紹介したい。

## ① 年始廻礼の廃止、年始会の開設、更生記念日の制定

[年始廻礼の廃止、年始会の開設] 悪い慣習としてそれを廃止し、新たな 慣習にするようすすめたもののひとつに、年始廻礼の廃止と、部落単位の年 始会創設の提唱が上げられる。

例10 「年末、年始の回礼はこれを廃止し、本村を北部、中部、南部に分け 毎年旧一月元日を期し学校に集まり一人金十銭位の会費を以て年始会をなす こと。」(昭和10年度 新治郡葦穂村)

例11 「従来の年始回礼を廃止し、<u>各部落毎に新年宴会を開催し諸般の協議をなすこと</u> 宴会は務めて簡素にすること」(昭和10年度 筑波郡小張村)

例12 「年始回礼の廃止 <u>年賀は元日神社に於て元旦祭を執行し神酒に依り</u> 回礼を廃止すること」(昭和11年度 東茨城郡下中妻村)

例13 「鎮守祭礼其の他招き合いを廃止できるだけ節約」(昭和10年度 真 壁郡嘉田生崎村)

例14 「年賀回礼を廃し、<u>神前等に於て簡単なる年賀会</u>催すこと」(昭和11 年度 多賀郡高岡村)

(傍線は筆者による)

例10、11では、近隣の組合、実行組合といった任意性の強い集団ではなく、行政区分的に分けた地区で集合し新年会をし、諸々の協議の場とすること、そして会費制などで合理的な運営を行うことが記されている。そしていわゆる招き合いとなる年始廻礼の代わりに村の鎮守を中心とした集まりにすることが記される<sup>8</sup>。村を一体化させるための神前での集合により、更生計画の実行を推し進め、団結意識をより強化する場とすることを目的としているのである。

[**更生記念日の制定**] また行政町村内での定期的な行事として奨励しているものに、更生記念日の制定が上げられる。

例15 「新年2月11日に更生記念日とし、村民の会合を催し、計画実行の優秀者の表彰を行う」(昭和10年度 東茨城郡山根村)

例16 「<u>毎年六月二十七日を更生記念日</u>と定め町村民全体の会合を催し前年中の更生計画実行の成績を発表し各自反省研究の資とし更に其の年に於ける 実行事項を説明して一般の奮起を促すこと」(昭和11年度 行方郡大和村) 例17 「更生記念日は毎月30日(2月は28日)」(昭和11年度 猿島郡生小菅村)

例18 「更生記念日 <u>毎年二月十一日を更生記念日と定め</u>当日は村民毎戸農産物を持ち寄り神前に供陳し執行し村民の慰安記念日と定め更生意識の更新を図ること」(昭和11年度 北相馬郡文間村)

(傍線は筆者による)

これらからわかるように更生記念日の日にちは、各町村で決められており 統一されているわけではない。この更生記念日の制定は、更生計画の実行進 渉を相互に確認し合う場として設けようとしたものである。単なる記念日ではなく、実行の相互啓発、相互監視的な場を設けて鼓舞していこうとする更 生委員会側からの新たな年中行事の設定といえるのである。

年始会の創設や更生記念日の制定は、更生計画の実行を強化することが大きな目的である。それと同時に以下の2点が大きく関連する。

ひとつは、四大節のひとつである四方拝とむらの結束を高める場の連動である。年始会を新たな共同の場とし、さらに例12のような神前での集まりとすることで、行政町村上げての鎮守での祭礼と捉えられる。国家行事である四方拝と行政の単位で行われる年始会の連動は、国と各指定町村を系統化される礎とみることもできる。

もうひとつは、共同の場を増やし結束することの奨励である。年始会や更生記念日の新たな提唱のほかに、更生計画書では共同作業場・農業倉庫の増設、種苗・肥料の共同購入そして収穫物の共同出荷の奨励の記述が経済部の中で紙幅を割いている。更生指定町村内の家々の結束、共同の場で作業を行うことを奨励する記述が多くなるのである。昭和10、11年度の記述では共同団結、行動を奨励する指針が多く記されており、その中での新たな慣習の奨励として年始会と更生記念日は位置づけられるのである。

#### ② 式服の用意

婚礼や成長の祝いなど、通過儀礼としての出費に関わる指摘は、更生運動 当初よりされている。昭和10、11年度の更生計画書では、村費あるいは部 落の共益費などを使って式服を共同で使えるように用意し、家計に占める交 際費を軽減することを示す例が出てくる。

例19 「女子青年団等においては式服を持参することを廃止し共同式服の調製をなし調度費の節約をはかること」(昭和10年度 東茨城郡 西郷村) 例20 「紐解の式服は学校服を以てなすこと、紐解祝(陰暦十一月十五日) には共同宮参りを行うこと」(昭和11年度 稲敷郡浮島村)

(傍線は筆者による)

例19では、婚礼に参加するための式服を個別に新調しない旨記される。 更生計画書には昭和7年度より兵士の入退営時に、軍服を個々の家で作らず、村費、部落費で新調する例は見受けられるが、女性、子どもの行事において式服に関わる具体的な言及が、昭和10年度以降の計画書で見受けられる。また例20の浮島村では「3、醇風美俗の発揚 イ、農村行事の保存 ロ、共済協力の強調」と更生計画書に記載し、美しい習俗として高められた農村行事の保存を唱えている。旧来の農村行事に新たな式服の共同化を奨励し、また共同宮参りといった新たな慣習の創設により「美風」「美俗」というとらえ方で町村民に提案している事例といえる。

## ③ 葬儀の具体的な運営改善指針

社交儀礼の中で、最も紙幅を割いているのは葬儀に関わることである。もちろん葬儀の費用をいかに抑えるかが目標ではあるが、「節約しましょう」という呼びかけではなく具体的に何をすればよいかを、それぞれの生活習俗に触れながらより踏み込んだ実践事項が記されている。

[葬儀の報せへの規制] 葬式の通知に関しては、できる限り報せ人が出向かずに郵便、電報等の通信を使い、仮に出向いたとしても、一人で行くようにすすめられている。

例18 「葬儀の<u>通知は一人</u>とし遠方の場合は<u>電報とす</u>」(昭和10年度 久慈 郡西小澤村)

例19 「葬儀の通知は可成<u>手紙を以て発する</u>こと<u>飛脚となす場合と雖も一人</u>たること」(昭和10年度 鹿島郡息栖村)

例20 「葬儀通知は<u>脚夫を廃止し郵便を以て行ふ</u>こと」(昭和11年度 西茨 城郡北川根村)

例21 「へ、葬儀の<u>通知は一人</u>とし遠方の場合は<u>電報とす</u>」(昭和10年度 久慈郡西小澤村)

これらの諸事例は、告げ人、報せ人と行った報せを行ったものに対しての接待、振る舞いの慣習が冗費につながることを踏み込んで書いたものである<sup>10</sup>。例えば例21の西小澤村のある常陸太田市刊行の『常陸太田市史 民俗編』に葬儀の報せに関わる記述がある。

「飛脚は「二人で行かないと悪魔に襲われる」というので、遠方へは坪内の者が二人一組で、葬式の日取り(日時)を知らせに行く。近親者の家へはちょうど昼の刻限になるように行く。「お知らせにあがりました」というと、丁重に礼を述べ、酒肴で接待する。草鞋銭(飛脚の足代)も最近はガソリン代とよび名も変わり、さらに電話加入者の増加にともなって、電話ですませるようになった」「常陸太田市史編さん委員会編 1979年 a 537頁」。

この記述は西小澤村とともに常陸太田市に合併した旧高貫町の事例であるが、おそらく広範囲に行われていた生活習俗であろう<sup>11</sup>。葬式を出す当家そして親族の費用負担をできるだけ抑止するために踏み込んだ指摘といえ、いわゆる陋習とみなした上で、更生計画では改善を求めたものといえる<sup>12</sup>。

[葬具の共有と活用] 葬具の共有化については、1920~30年代にかけて村、組合あるいは講仲間などを単位としてすすめられているが、茨城県では経済更生計画の中で指定町村を中心に普及をめざしていることがわかる。また茨城県は、経済更生計画とは別立てでありながら連動させた施策として、県下農家組合の再編と組織網羅をすすめている。森田美比への当時茨城県農林技師であった桜井茂男からの書簡によると、桜井は「計画の実行には、どうしても近隣が力を合わせることが大切だと言うので、当時ポツポツ部落等で行われていた、実行組合とか共同組合の名称で生れた実行機関を全町村に

設置せしめる必要を感じ、県は五年計画で全県下に六〇〇〇組合(一組合大体二〇戸程度)を設置するための予算六万円(当時としては大金でした)を計上し、之を県農会を通して各町村に助成することに決し、名称は農家組合と統一することにして、県と農会が協力をして、その設置を奨励した結果、数年にして大体各部落に設置されました。」と記しているという[常陸太田市編さん委員会 1979年 b 11頁]。茨城県では、この農家組合を単位として葬具を共有し運営する事例によくであう。葬具の共同所有に関わる費用は、更生指定町村が、計画の進捗が良好と評価され特別助成を受ける対象となったときに費用を捻出した事例もあるが、以下示す例22、23、24のように農家組合の再編をもとに、その単位で葬具を揃え共有し効率的な運営をめざした事例が一般的ではなかったかと思われるのである<sup>13</sup>。

例22 「葬具はその<u>字又は組合に於いて設備し共同使用</u>すること」(昭和10 年度 久慈郡久米村)

例23 「葬具調度は<u>可成部落単位に備ひ共同利用</u>の途を講すること」(昭和11 年度 久慈郡 染和田村)

例24 「…(前略)本村にては風習に依り競争的に葬具に多額の費用をかけ 之が為莫大の経費を費す處少なしとせず依って本村の各部落に共同葬具を設 備し葬儀費の減少を期す」(昭和11年度 結城郡豊田村)

例25 「可成共同葬具を設備し<u>使用料は一円以内としこれを貯蓄し葬具の改</u> 造修理に費用を充つ」(昭和10年度 鹿島郡 息柄村)

(傍線は筆者による)

そして例25のように、葬具使用による費用の捻出と今後の利用方法にまで言及しているところもあり、共有葬具の運用に対しての一歩踏み込んだ生活改善指導と捉えることができる。

[葬儀に関わる旧習の改善奨励] 葬儀に関わる旧習は、先に示した報せ人に対する接待以外でも、葬家そしてその親戚に対しての金銭的、時間的負担を軽減する改善指針が示されている。

例26 「ホ、葬儀の贈物は金銭穀類に止め<u>菓子行器等は之れを廃する</u>こと」 「リ、<u>七日目は葬儀翌日とし</u>近親及隣家に止め最も質素を旨とすること」(昭 和11年度 西茨城郡北川根村)

例27 「二、<u>忘日祭(七日、三十五日、百ヶ日)等の墓参は隣家親族に限る</u> も之に対しても<u>赤飯、菓子など特別茶菓を準備せざる</u>こと。」(昭和11年度 那珂郡五台村)

(傍線は筆者による)

葬式で最も近しい親戚が重箱、行器(ほかい)に赤飯をつめて葬家に贈るホカイノツキアイという慣習があるが、経済的負担がかかること、そして供養の各段階で出費を伴う慣習に歯止めをかけようとしている。特に忘日祭については、昭和9年度に新規指定された稲敷郡木原村更生計画書でも「従来の慣習上行われつつある組合内の親戚中弔祭ある場合組合内多人数出頭せざること」とありながらも、すべての忘日祭、弔祭において近隣の家々が繰り出し酒肴の振る舞いが葬家よりされることを禁じようと記されている[和田 2014年 102–103頁]。けして昭和10、11年度の更生計画書に見られる新味の特徴とはいえないが、参加者の範囲が拡大することによる振る舞いの費用そして近しい家同士の関係に対して大きな負担をかけることを、今一度生活改善指針として提案しているものである<sup>14</sup>。

[**酒を伴う習慣の取り決め**] 報せ人への接待、忘日祭での接待に加えて、 葬式での酒を伴う慣習への立ち入りについては、

例28 「<u>陸尺以外の者は飲酒せざる</u>こと酒類の饗応並に引物香典返等は廃すること | (昭和10年度 久慈郡久米村)

例29 「<u>酒代は全部組合に寄付し之れを積立つ</u>るものとす」(昭和11年度 西茨城郡北川根村)

(傍線は筆者による)

墓掘りである陸尺のみ飲酒を認める事例、酒は飲んでも飲み代は農家組合

の運営費に充てるよう工夫する事例など、節酒、禁酒を守ることが難しい中で、実行可能なレベルで生活習俗に立ち入り改善を求めている。飲酒については、葬儀に関わる旧習だけでなく、ほかの旧習においても生活改善指針として記されているものも多い<sup>15</sup>。

### ④ 婚礼に関わる具体的な運営改善指針

婚礼にかかる諸費用を抑える改善指針は、葬儀の運営と同様、更生運動初 年度より出されているものである。

例30 「結婚費のために<u>負債をなすが如き事はなさざる</u>こと」(昭和11年度 久慈郡染和田村)

(傍線は筆者による)

染和田村の更生計画書のみならず、婚礼で家計を越えた出費をすることをいさめる記述は、それだけ出費をおしまない婚礼のあり方がつづいていたと伺えるが、より具体的に出費を抑える指針を出して確守を求めている更生計画書もある。

例31 「一〇 婚約をなすに当りてはあらかじめ本規定を先方に示し承認を 求め置く外家長は招待人数及献立の大要を農家組合長其の他適当と認むるも のと協議し実行を確保すること」(昭和10年度 神栖郡息栖村)

例32 「時間を守り婚礼の式宴は徹夜にわくる弊習を改めること<u>(媒酌人の</u>協定を要し各町村の連絡を必要とす)」(昭和10年度 北相馬郡高井村)

(傍線は筆者による)

例31の息栖村は、具体的な社交儀礼に関わる生活改善指針の明文化を更生計画とは別に早くから提案しているが、「婚礼十則」を婚家に示してあらかじめ承認を求めるよう指示している。また婚礼の段取りにおいても、当家同士でのやりとりではなく、農家実行組合など組織的な協議を経ての実行の遵守を求めている<sup>16</sup>。

また例32の高井村も、更生計画とは別にすでに生活改善規約を策定しており、媒酌人が当家同士の協定を確認し、当家を越えた組織において連絡を通すところまで踏み込んでいる。いずれの例も当家だけではなく部落あるいは農家組合そして町村単位にまで周知確認をさせる仕組みを提案している。

例33 「…式後婚家に於て祝杯を交換するに止め式の翌日隣家親族の主婦を 招き茶の会を催す但し孰れも引物見舞廻り及衣装の着換掛は廃止す」(昭和11 年度 那珂郡五台村)

例34 「<u>結婚式其の他の行事は必ず其の日の中に終了</u>すること、婚約の際は 双方の健康状態を調査すること」(昭和11年度 稲敷郡浮島村)

(傍線は筆者による)

例33、34は、数日に渡る婚礼をより短縮させて行うことを奨励している。 婚礼は一生に1回が通例とはいえ、家の経済力を越えた出費の制約をかけ ようとしていることが伺える。

## ⑤ 衛生、保健、貯金に関連した講集団の役割

旧習とされた生活習俗の改善に加えて、新たな生活知のあり方を問う記述にも紙幅が割かれている。例えば衛生に関わることでは、台所の採光の工夫や水回りの衛生管理、換気の必要性を述べたもの、また保健関係では救急療法に関する知識の普及そして栄養改善に関わる知識の奨励が記されている。

例35 「イ、各字に救急薬を備付おく(費用は同情金による)」「ロ、<u>農村栄養</u>改善に努むること(観音講、庚申講を利用)」「ハ、救急療法を一般へ普及させる(一般家庭に)」「ニ、井戸、井戸流を改善すること」「ホ、便所肥料堆積所の改善」(昭和10年度 結城郡宗道村)

例36 「一、貯金の奨励、3、<u>仏前貯金、</u>主婦を中心として毎朝各戸に於て 一日分の飯米中より一定の容器に白米を容れ仏前に供へ之を<u>不動講又は観音</u> 講等に持寄り換金し貯金をなさしめること」(昭和11年度 北相馬郡文間村) (傍線は筆者による) 保健、衛生の知識を普及させ、それらの活動を広げる母体として小学校、 青年団、女子青年団を上げる更生指定町村もあるが、傍線のように旧来の講 集団を活用しながら、これらの活動をすすめていく例もある。例36は保健、 衛生のみならず貯蓄についても講集団を活用した女性の役割を明文化した事 例といえるのである。

## 4. 小括と今後の課題

昭和10、11年度の新規指定町村の更生計画書に見られる記述は、郷土愛、鎮守の前、四大節の遵守などにより、むらの結束を求める記述が多く現れる。共同で作業をする、出荷する、肥料を購入するなど農家組合あるいは部落単位での行動を求める記述が「経営部」「経済部」の記述からも多く読み取られる。そして「社会教化部」における生活改善指針の記述では、「陋習」「弊習」などの否定的な見方を行政町村が規定して、より一歩踏み込んだ具体的な改善を提案する傾向を読み取ることができる。年始廻礼の廃止と新たに部落単位で行う新年会開催の奨励は、この当時の新たな生活習俗の提案として読み取れる。式服を用意し、各家の家計における臨時の被服費を節約することや合同で紐解き祝いのお宮参りをすること、葬儀で使用する膳腕小屋の設置と運営のあり方に言及することも、合同での新年会と合わせて、新たな共同と結束を求める生活改善指針と読み取れるのである。

また女子青年団、軍人会、青年団、青年学校そして小学校など行政町村内のあらゆる組織が、いかに更生計画に関わるかにもふれている。町村内に種々ある組織単位で、更生計画を実行し結束する方法および経済効果について言及している。自力更生主体の記述(昭和7、8年度)から、改善指針を明文化し署名捺印し確守する方法の登場(昭和9年度)そして具体的な組織的運営方法に加え「陋習」そして「美風」と位置づけた姿勢がはっきり現れてくるのが、昭和10、11年度新規指定町村の更生計画書に記載された生活改善指針の特徴といえるのである。すでに4、5年目を迎えた経済更生運動の更生計画書は、努力目標からより実効性を高める介入へと記述を深めていったのである。

最後に本稿で示すことができなかったことと関連させて今後の課題を記したい。ひとつは、各町村における民俗誌的な調査資料との照合である。新年会にしても膳腕小屋の設置にしても葬式の報せにしても、更生計画書に記された指針と現在にいたるまでの事情を照合させていく必要がある。本稿でも適宜、公刊されている民俗調査報告書、自治体史と照合させてきたが、より動態的な現状をここまで渉猟した更生指定町村を対象に考察していく作業が必要であり、今後の課題としたい。

もう1点は、満州分村との関わりである。ここまで筆者は昭和7~11年度の更生計画書を渉猟する作業を行ってきたが、明確にかつ具体的な満州分村を目標指針として記述したものはなかった。そのなかで昭和11年度新規指定の結城郡豊田村は、更生計画書の「総務部」所掌の記述で「移民計画」として項目を立て以下のように記している。

例37 「本村に於ける人口は毎年三十余人の自然増加を見るも耕地の狹隘より農耕に従事するもの殆ど無く他に職業を求め向都離村の現況に鑑み<u>国策として実行せる満州移民を極力勧奨し北満の沃野に第二の豊田村建設を企図し</u>毎年過剰人口の昇華は移民に振向け十五ヶ年内に一百五十戸を移植せんとす」

(傍線は筆者による)

茨城県では、満州への分村施策について比較的消極的な姿勢の町村が多かったといわれるが、日中戦争前の昭和11年度より計画書に出てきた背景、そしてむらを一体にしていく姿勢について、こちらも動態的な様子を取材、調査していく必要がある。今後の筆者が行うべき課題として記しておきたい。

(本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の公的施策と民俗―経済更生・生活善各運動の同時代的交差からの検討―」(研究課題番号:25370934、2013~2015年)による成果の一部である。また日本民俗学会第66回年会(岩手県立大学)(平成26年10月12日(日))において研

究報告した内容(発表題目は本稿と同題)を下敷きにしたものである。)

## 【参考文献】

神栖町史編さん委員会編『神栖町史 下巻』神栖町 1989年 北茨城市史編さん委員会編『北茨城市史 下巻』355-357頁 1987年 北茨城市 常陸太田市史編さん委員会編『常陸太田市史 民俗編』常陸太田市 1979年 a

常陸太田市史編さん委員会編『昭和初期旧農政史料―旧幸久村の経済更生計画』常 陸太田市 1979年 b

柳田國男『葬送習俗語彙』1937年(1975年国書刊行会再刊)

- 和田健「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり―昭和七年度茨城県指定村の事例より―」(茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号) 2008年
- 和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行―昭和八年 茨城県更生指定町村38の事例から―」(千葉大学文学部編・発行『人文研 究』第40号) 2011年 a
- 和田健「石黒忠篤と民俗学周辺」(国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集) 2011年 b
- 和田健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相 一昭和9年度更生計画書を中心に一」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号) 2012年
- 和田健「生活改善規約を持った更生指定村―より強化された生活習俗の系統化―」 (千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号) 2014年

#### **【註】**

- 1 例えば昭和9年度新規指定された筑波郡十和村では、更生計画書の末尾に戸 主の署名捺印をする欄があり、更生計画の記載事項を戸主に確守することを 求めている。戸主に誓約書を書かせることで確守させる姿勢がうかがえる。
- 2 茨城県が各年度単位で集約したものは、昭和7年~12年度まで茨城県立歴史 館で写しが所蔵されている。原本に関しては個人蔵で昭和9年度のものが同 歴史館に収蔵されている。

- 3 なぜ更生指定村になったかについては、「一、本村の概況」から独立させて「二、 経済更生計画の理由」(昭和10年度 結城郡宗道村)、「二、経済更生樹立を必 要とする理由及目的並に主要事項」(昭和10年度 東茨城郡西郷村)として記 されているものもある。
- 4 経常部と記しているところもある。
- 5 この他にも各町村の計画書でふれられているもののひとつに、自家製醤油を作り、家計での調味料節約を奨励していることがあげられる。
- 6 例えば昭和10年度の那珂郡上野村の計画書には「本村一カ年の婚儀数は五十回前後にして身分不相応なる支度の調度をし…」「冠儀に類する回数は本村を通じて一カ年間百五十回あるものと認められ(此の経費七〇〇〇円)…(中略)…一回数に付経費の一割を節約すること」「葬儀は本村中にして一カ年六十回回忌供養六十回計百二十回の執行あり此の経費概算七千二百円也…(中略)…其の一割の節約をなすものとす」とある。1回あたりの各社交儀礼の経費の1割削減を示し、具体的な目標設定を記載しているが、どれだけ明確な費用削減の実効性があったかは疑問である。
- 7 日本国語大辞典はweb版「Japan Knowledge」より、http://japanknowledge.com (2014年10月1日閲覧)
- 8 統一的な年始会の推進以外にも行政町村内で行われる祭礼の統一開催を述べているものもある。昭和11年度の真壁郡雨引村では「ハ、年賀合同祝宴年始廻礼廃止」「二、本村各字鎮守の例祭日統一、十一月二十三日」「ホ、祇園祭の統一」とあり、祭礼関係の村内統一を大がかりで行うことを明示している。
- 9 昭和10年度多賀郡関南村では「毎年一月一日宣誓式を更生記念日と定め各戸に国旗を掲揚し前年中の更生計画実行の成績を発表紹介して各自反省研究の資とし更に其の年に於ける実行事項を説明し一般の奮起を促す」とある(このことは[北茨城市史編さん委員会編 1987年355-357頁]も参照した)。このように集会と更生計画の宣誓を一体化させて行市町村単位で鼓舞していこうとする姿勢を更生記念日で表象しているといえる。
- 10 報せ人に対しての振る舞いの抑制は、拙稿で昭和9年度指定の新治郡中家村 の事例で示した。2人で報せにきた告げ人は、必ず通知を受けた親族の家で ごちそうになり、お金を包んでもらう慣習である[和田 2014年 104頁]。
- 11 『葬送習俗語彙』には「二人使い」の項目で記されている。「喪に入っての最初 の事務の一つは、一定の親戚へ知らせの飛脚を立てることで、多く組合近隣 の者が是に任ずる。この訃報に赴く者が二人であることは、不思議と全国で

共通している。」「何故に必ず二人行くかの理由は、まだ名称の方からは之を 窺ふことが出来ない。奥州の九戸郡では、一人で行くと死人が後からついて 来る。故にもし一人で行かねばならぬ際には、釜を下げていくといふ。是は 其ままでは会得し兼ねるが、使に行く者は本来「忌」に参加せぬ人であり、 知らせる相手方は之に関して、当然に忌のかかる人であることを考へると、 或いは二人ということは忌の力に対抗する趣意とも解せられる。」「柳田 1935 年 8頁]。このように2人で行く理由については、柳田がこの本を刊行した 1935年、つまり更生運動が行われていたこの時期においても確たる理由は特 定しがたいことがうかがえる。また「小縣郡の告げ人は提灯を持って二人で 行き、告げられた家では必ず酒を出してふるまふ例である(長村郷土資料)。 上伊那でも是をツゲニユクといひ、告げに来た者には例え茶一杯でも、何か 飲食させて返すことになて居る(民学、四ノ三號)」「前掲書 10頁」とあり、 何かしらの報せ人への振る舞いに関しては、広く行われていたと考えられる。 12 また「農村では本義理(むかしからの交際者)は家族全員がごちそうになり、

- 12 また「農村では本義理(むかしからの交際者)は家族全員がごちそうになり、 これをナベカケズ(鍋かけず)という。」と葬式を出す当家の費用負担につい ても記されている[常陸太田市史編さん委員会編 1979年 538頁]。
- 13 茨城県では昭和9年度に特別助成町村の指定により、実績の上がっている更生 指定町村に重点的に費用を投下した背景がある。ただし、茨城県が昭和14年 度にまとめた『経済更生特別助成村の経済更生計画及其の実行費調』から特 別助成金による使途を見てみると、暗渠排水、ため池の整備といった用水に 関わる工事改善に費用を充てている例が大半であり、葬具の共同所有にその 費用を使った特別助成町村の例はさほど多くはない。
- 14 ここまで上げた葬送習俗に関わる改善指針以外で、更生運動初年度より見受けられるものとして、放鳥、撒銭の廃止も上げられる。
- 15 葬儀に関わる酒への規制は、年始廻礼の他に、初老祝いの廃止も上げられる。 「初老祝いは廃止すること 宴会は可成避け止むを得ざる場合は簡単を旨と すること」(昭和10年度 久慈郡久米村)、「…厄払いの宴は廃止すること」(昭 和11年度 多賀郡高岡村)。また酒席での慣習に関して稲敷郡浮島村(昭和11 年度)の計画書で「ハ、宴会の改善」の記述があり、そこで「3、献酬を行ふ は衛生思想涵養の強調点と矛盾するに付之を廃止すること」と記している。 同じ杯で酒を酌み交わすことを衛生の観点から廃止することを指摘している。
- 16 息栖村は「時間励行五則」「婚礼十則」「葬儀二十則」「紐解祝四則」「贈答六則」 「入退営六則」「風教維持四則」といった生活改善規約を詳細に作成し、社交

儀礼に関わる生活統制を細かく指示している [神栖町史編さん委員会編 1989 年 327-332頁]。

【表 1】昭和10年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定町村の記載構成と生活改善事項

指定	町村	(現市町	「山尾ルギ」明上・和井京の		如此中の排作 37年の財象				
郡 名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴				
農村の君	農村の郡								
東茨城郡	山根村	水戸市	生活改善の項目の中で7つの 小項目と各々の箇条書き。「一、 時間の励行」「二、衣食住に関 する事項」「三、冠婚葬祭に関 する事項」「四、休業日の設定」 「五、入退営に関する事項」 「六、年頭の回礼廃止」「七、 農家経営簿記帳の励行」。	では生産計画に関わる記述。 「四、経済部」では産業組合や	「三、経営部」での生産計画の記述が多い。計画書末に「経済 更生計画書督励方法」の記述が 6項目ある。最後の項目に「更 生記念日の制定」があり、新年 2月11日に更生記念日とし、 村民の会合を催し、計画実行の 優秀者の表彰を行う、とある。 また葬儀に関する記載では行器 のつきあいに関しては金銭で済 ませることと記されている。				
西茨城郡	岩間町	笠間市	目「二、生活改善に関する事項」 で6つの項目で記されている。 「1、時間励行に関する事項」 「2、婚礼に関する事項」「3、	記述。「三、経済更生計画細 目」では「一、経営部」「二、経 済部」「三、社会教化部」「四、実 行計画部」の中項目に分けて記 述。生活改善に関する記述は、	計画書末にある「結語」の中に 「農村は其の耕耘其の経営其の 生活に於いて水き因習を踏襲し で時代の進運に伴はざるが故に 其の改善を要する事は必至なる も唯其の叫のみにして実行の伴 はざる現況は共同施設共同経営 の発展せぬ所以であり生活改善 の実の挙らざる所以でもある」 と記されている。				
那珂郡	上野村	常陸大宮市	「生活改善に関する事項」の中で「一般私」「ご解儀」「ご解儀」「ご解儀」がに回忌供養」「四其の他の事項」に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画細目」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画細目」の中を「一、経済部」「二、経済部」「二、社会教化部」に分けて記述。三のなかで「一、精神作興に関する事項」「二、生活改善に関する事項」に分けて記述。	断儀、冠儀、葬式なども過去一年間の回数を示し、節約内容を示す。たとえば「本村一カ年の 新儀数は五十回前後にして身分不相応なる支度の調度をし…」「冠儀に類する回数は本村を通じて一カ年間百五十回あるものと認められ(此の経費七○○○円)…(中略)…一回数に付経費の一割を節約すること」「葬儀は本村中にして一カ年六十回回記供養六十回計百二十回の執行あり此の経費概算七千二百円也…(中略)…其の一割の節約をなすものとす」とある。全体の概算を示し一割は節約するようにという数値を示す。				

	指定	町村	(現市町	「山光ル光」四キッカ株市で		却是李小排序 274 o.此处
郡	名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
		久米村	常陸大田市	「三、生活改善に関する事項」 では「(1)経虧葬祭」「(2)葬儀」「(3) 入営兵士数送迎」「(4)初老祝は 廃止すること」「(5)実行督励方 法」に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、経済 更生樹立の要綱」「三、経済更 生計画」の大項目に分けて記述。 「三、経済更生計画」では「第 一、総務部」「第二、経営部」「第 三、経済部」「第四、社会教化 部」の中項目に分ける。「第四、 社会教化部」では「一、精神の 作興に関する事項」「三、其他 教化に関する事項」「三、生活改善 善に関する事項」に分けて記述。	「(2)弊儀」の記述の中で「イ、 券儀はその字又は組合に於いて 設備し共同使用すること」とあ る。また「(4)初老祝い」では宴 会を避けるために廃止を唱えて いる。
久	慈郡	西小澤村	常陸大田市	「三 更生計画書」の中に「教化部」の項目があり、その中で「一 生活改善」「二 社会教化」「三 教育の振興」と分けて記載。「一 生活改善」では、「1、結婚式」「2、葬儀」「3、追善供養」「4、出産節句祝」「5、入営除隊」に小項目に分けて記載。「二 社会教化」では「1、時間励行」「2、国体観念の振遊」「3、敬神数粗」「4、経済観念の尊重」「5、休養日の設定」に小項目に分けて記載。「三 教育の振興」では「1、社会教育」「2、衛生思想の涵養」「3、貯金の奨励「4、農村教育施設」の小項目に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画の概要」「三、経済更生計画の概要」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。 「三、経済更生計画」では「経営部」「「経済部」「教化部」と各担当に分けて記述。	
多.	賀郡	関南村	北茨城市	「三 経済更生計画細目」の中に「第三 社会教化部」の項目があり、その中に5つの中項目を立てその二番目「二、生活改善」の中で以下のように記載。「1、時間を遵守すること」「2、衣食住並に関するとが異ない。 本で機能は対象を管とすること」「4、短繁弊祭は対象を管とすること」「5、兵士の送迎に関する改善」。これら5つの各小項目の中に詳細を記す。	の概要」「三、経済更生計画の 細目」の大項目に分けて記述。	「二 生活改善」の「一、時間を遵守すること」では「(イ)一切の集合時刻を確守し不参遅刻者は届出ること」とあり、届出るという書き方は他の町村にはない記述。また「2、衣食住並に関する項目が細かく書かれている。要約して項目を記すと「衛生思想の普及を図る(講習会などを行う)」「住家の採光、通風、換気を十分に」「合所、便所等毒励行」「清潔法を励行」といった、変集と生活に関わる衛生の項目がならぶ。

指定町村		(現市町	Ed. Vent. Well and beginning	21 miles or dr. D. Hardy or de 400	サルム 本 A 提 人 コフト み 社 MV
郡名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
鹿島郡	息栖村	神栖市	「二 計画の概要」冒頭に16の計画が簡条書きされる。その中で「一六 社会教化途生活改善善」の項目が設けられる。詳細な記述においては「一六 社会教化部実行規約」として「一精神作興」「二 生活改善」に分けて記述。「二 生活改善」に分けて記述。「二 生活改善」に入ば「時間励行五則」「婚科十則」「解後二十則」「解答六則」」と6つの項目に分けて確守事項を条文化している。	「一 本村の概況」「二 計画の概要」の大項目に分けて記述。 「二 計画の概要」では十六項目(一 産業組合の拡充」「二 自給肥料の増産」「三 養豚奨励」「四 二毛作地の奨励」「五 桑園改植」「六 米増産計画」「七 開墾可能・地の可発」「九 農家相島の改善」「九 農家轉記の奨励」「一二 関地利用」「一三 自家用醬油の酸造奨励」「一四 関地利用」「一三 自家用醬油の酸造奨励」「一四 関地利用」「一三 自家用醬油の酸造奨励」「一四 対応の変添」、「公成の変添った。「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添」、「公成の変添、「公成の変添」、「公成の変添、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成のな、「公成な、「公成のな、「公、「公成のな、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、「公、	「時間励行五則」では「三 部   落集会は太鼓(又は其部落便宜 の方法)を以て定時三十分前用 意を報ず」と定刻前の周知を示 す。また「廃札十則」では「一 ○ 婚約をなすに当りてはあら かじめ本規定を先方に示し承認 を求め置く外家長は招待人数及 献立の大要を農家組合長其の他 適当と認むるものと協議します。 農家組合を含めての生活改善実 行か特徴。
稲敷郡	奥野村	牛久市	「四、農村教育部」の中に「一、精神作興」「二、生活改善」「三、農村教育の実際化」の中項目に分けて記述。「二、生活改善」では「1、時間励行」「2、冠儀事項」「3、婚儀事項」「4、葬儀事項」「5、兵士に関する事項」「6、社交事項」「7、寄付其他勧誘事項」「8、興業に関する事項」の各小項目に分けて2~8の簡条書きに確守事項を記述。	「一、本村の概況」「二、経営部」「三、経済部」「四、農村教育部」「五、経済更生計画実行督励方法」の大項目に分けて記述。	「8、興業に関する事項」では 「イ、豊作祝其他の名目の下に 寄付其他の勧誘ある場合は絶対 に拒絶すること」「ロ、興業の あめ土地を貸与ぜざる事」とあ り、興業芸をよぶために借金を していた可能性が読み取れる。
新治郡	美並村	霞ヶ浦市	「四、経済更生計画」の中に 「社会教化部」の欄に「一、 経済更生実行精神の涵養」「二、 学校教育経済更生計画」の中項 目があり、「一、経済更生実行 精神の涵養」の中の小項目に 「2、生活改善に関する事項」 があり、その中で「イ、時間の 尊重励行」「ロ、冠婚葬祭に関 する事項」に分けて記述。	「一、本村の概況」「二、計画の樹立方針」「三、農家組合の設置奨励並に活動に関する件」 「四、経済更生計画」の4つの大項目。四の中に「経営部」「経済部」「社会教化部」に分けて記述。	紙幅をあまり「生活改善」に割かず、経営部、経済部の記述が 中心、社会教化部の記述で「学 校教育経済更生計画」という小 項目を立てているのが特徴。

指定	町村	(現市町	「生活改善   関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡 名 新治郡	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項 「三、経済更生計画」の中に 「三、社会教化部」の欄に「一、 農村教育に関する事項」「一、 生活改善に関する事項」「一、 生活改善に関する事項」「一、 生活改善に関する事項」「一、 生活改善に関する事項」「一、 生活改善に関する事項」「一、 りまる事項」「の中項 日か簡条書きで記される。実行 おおりなどの内容を簡略にまとめると 「イ 結婚核露宴の簡略」「ロ出産見舞い、節 出兵の際の退 の簡略化」「一、 入日兵の際の退 の施選測、修別の国礼廃止」「へ 非本年始の国礼廃止」「へ 非式の香典返いの酒は、「ト 以一、 「ト 、	計画書の書式・内容の特徴  「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画」 そして計画書末に「経済更生計画」 そして計画書末に「経済更生計画の4つの大項目。 番号なりに 「一、経営部」「二、経済部」 「三、社会教化部」に分けて記述。	集告書の構成、記述の特徴 生活改善に関わる実行方法で 「ネ 年末、年始の回礼はこれ を廃止し、本村を北部、中部、 南部に分け毎年舊(旧)一月元日 を期し学校に集まり一人金十銭 位の会費を以て年始会をなすこ と。」とある。旧元日の実施や、 行政的に年始会を組織化してい る点か等徴。
筑波郡	小張村	つくば みらい 市	「五、社会教化部」の中に「一、生活改善」「二、精神教育の徹底」「三、小学校教育の農村化」「四、青年学校教育の振興」「五、農村文化の建設」「六、経済更生計画実行督励方法」の中項目。「一、社改善」では、8つの小項目を設け各小項目に2~5の箇条書きが記される。小項目は「1、時間を確守すること」「2、延儀に関する件」「4、婚儀に関する件」「4、婚儀に関する件」「5、条事に関する件」「7、祭事仏事」では、第年に関する件」「8、衛生に関する件」「8、衛生に関する件」「8、衛生に関する件」「8、衛生に関する件」「8、衛生に関する件」	「一、本村の概況」「二、目標」 「三、経営の部」「四、経済の部」「五、社会教化部」の5つ の大項目。「更生計画」という 大項目ではなく、各部所掌ごと に記述。	「4、婚儀に関する件」では「ロ、酒食を強ふる習慣を改」すること」とあり、婚姻儀礼での飲食に何かしらの習慣があったと推測される。また「6、交儀礼に関する件」では「ロ、従来の年始回礼を廃止し、各語 落毎に新年宴会を開催し話般の協議をなすこと 宴会は務めて簡素にすること」とある。新4単位で、協議を行うよう求めがことが推測される。

指定	三町村	(現市町	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名	村名)	生信以告」関リる記載手項	司回音の音八・四合の付政	
臭壁郡	嘉田生崎村	筑西市	「三、経済更生計画」内にある 「三、社会教化部」の中に「一、 農村教育に関する事項」一、生 活改善に関する事項」一、生 「二、生活改善に関する事項」の中項項」 実行方法が記され、13項目に わたり箇条書きがされる。要約 して記すと「イ 時間の確等」 「ロ 結婚式は産見舞り簡略に」「一 表服を作らっない」「ホ 天の送迎は鎮守で行い除隊の上、13円 もは近親者をない」「ホ 天の送迎は鎮守で行い除隊の人退营 かは禁止する」「へ 解表の所は退営 かは禁止する」「へ 解表の所は退営 の送迎は鎮守で行い除隊の上、15年 を成しては近親者に限り「月 下 事業の際の忌し「り 葬した。 を発しては香典を廃止する」「チ 事業の際の忌しより「チ 事業の際の忌し「り り 事業した。 第一次できるだけ節約」「り り まったり節約」「り り まったり節約」「り り まったり節約」「り がに流れる とするだけ節約」「り がに流れる にできるだけ節約」「り おきる とするだけの節約」「り 日で をあたり節約、所をの動自足、して できるだけの節約」「ラ 日で を活用品は自給自足、した。 は、15年 に 15年 に 15年	「一、本村概況」「二、計画の目標」「三、経済更生計画」「四、経済更生計画実行督励方法」の4つの大項目。三の中に「一、経営部」「二、社会教化部」に分けて記述。	「ル 鎮守祭礼其の他招き合いを廃止できるだけ節約」とある。
	大村	筑西市	「三、経済更生計画」の大項目にある「二、農家経済に関する 事項」の中項目に「ホ、生活改善」の小項目があり、以下の 7つの項目を節約費用と合かせて記述。(1)家計費節約、被服 費節約計画2飲食費節約計画(3) 交際費節約計画4斯條費節約計画 (6)界儀節約計画(6)界儀節約計画(6)	経済更生計画概要」「三、経済 更生計画」の4つの大項目。 三の中に「一、農業生産物増殖 に関する事項」「二、農家経済	経済に関する事項に置いて節終 目標額の数値と合わせて表で記述される。(6)界儀節約計画に法 いて「字内又は区内者の香典に 学齢者は無香典 十五歳未満に 十五歳 十五歳以上は参拾銭と し香典返は廃止し他客と雖一品
結城郡	宗道村	下妻市	「三、経済更生計画」の大項目にある「二、社会教化部」の中項目。その中に「二、生活改善事項」の小項目があり、以下の4つの項目「1、時間確守励行をなすこと」(2、短婚葬祭を節約すること」(2、定の中に6つの事項を簡条書き)「3、兵士の餞別金及除隊士産を廃すること 農繁期には出兵者家庭に一戸一人。保健衛生思想の普及に力むること」(この中に4つの事項を簡条書き)	生計画」の大項目に分けて記述。 「三、経済更生計画」では冒頭 に大綱と実行組織の記載のあと 「二、経営部」(ママ。一が欠 落冒頭の記述が一と推認)「「二、 社会教化部」(ママ)に分けて	生活改善事項の記述では、保修 衛生思想の記述が他よりも具体 的に記される。「イ、各字にま 急薬を備付おく(費用は同情会 による)」「ロ、農育業、喪申講を 利用」「ハ、救急療法を一般へ 普及させる(一般家庭に)」「二、 井戸、井戸流を改善すること」 「ホ、便所肥料堆積所の改善」

指定町村		(現市町	Ed. VentWell on the analysis of	21 miles or dr. D. Hardy or de 400	サルム 本 A 提 人 コフト み 社 MV
郡 名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
猿島郡	桜井村	古河市	「三 経済更生計画」の大項目にある「第三 社会教化部」の中項目。その中に「二、生活改善に関する事項」の小項目があり以下の3つの項目「1、時間の励行」「2、社交儀礼の改善」「3、農家簿記記入の奨励」	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、経済更生計画」の大項目に分けて記述。「三、経済更生計画」では「第一部 経営部」「第二部、経済部」第三部 社当に分けて記述。報告書末に「実行促進に関する事項」を補足的に記載。その中で「一、農家組合の設置促進」「二、計画の趣旨徹底方法」を記す。	と限定し」とあり、長男だけで なく第1子という枠で節約す
北相馬郡	高井村		「二 経済更生計画」の大項目 にある「三、社会教化部」の中 項目。その中に「三、生活改善 に関する事項」の小項目があり、 以下の5つの項目 [11時間局 行」「(2婚礼」「(3)弊儀」「(4)兵 士の送迎に関すること」「(5)配儀 に関する事項」。5つの各項目ご とに2~7つの箇条書き項目 をイ、ロ、ハ、と順に並べて記載。	「一、本村の概況」「二、経済 更生計画」「四、経済更生計画 実行督励方法」(三はなく四の 誤植と思われる)に分かれ、 「二、経済更生計画」では「一、 経常部」「二、経済部」「三、社 会教化部」に分けて記述。	(2婚礼では「ハ、時間を守り婚礼の式宴は徹夜にわくる弊習を改めること(媒酌人の協定を要し各町村の連絡を必要とす)」と記され婚礼儀式の弊習を動が見える。また(3)葬儀では「イ、葬儀冗費節約を旨とし、二、三日を一日とすること」とあり、具体的な節約方法を指示している。
農山村の	D郡				
東茨城郡	西鄉村	城里町	「四、経済更生計画実行案」の 大項目にある「四、社会教化部」 の中項目。その中に「二、生活 改善方面に関する実行計画」の 小項目があり、「1時間励行に 関する改善実行事項」「2婚礼 に関する改善実行事項」「(3)弊 儀に関する改善実行事項」「(4) 贈答についての改善実行事項」「(5)入退管兵送迎に関する改善 実行事項」が記される。各項目 4~8の簡条書きで1、2、 …の順に実行事項が記される。	行案」に分かれ、「四、経済更 生計画実行案」では「一、総務 部」「二、経営部」「三、経済部」 「四、社会教化部」に分けて記	(2婚礼に関する改善事項では 「1、…結納は年収の5分以内、調度品は年収の3割以内に止むること」「3、女子青年 団等においては式服を持参当を ことを廃止し共同式服の調製を なし調度費の節約をはかるこ と」「7.式中に於ける着替えの 置慣は廃止すること」とあり、 指針が具体的である。
那珂郡	長倉村	常陸大宮市	「三、長倉村経済更生計画実行 案」の大項目にある「四、社会 教化」の中項目。その中に「二 生活改善」の小項目があり、 「1、生活資料の自給並に共同 購入」「2、共同設備の善」「4、 家計簿記帳の励行」が記される。 各項目にイ、口の順に箇条書き で実行事項が記される。ただし 「3、儀礼社交の改善」では 「ロ、短婚業祭」でさらに7 つの実行案の箇条書き「二、其の他」 で2つの箇条書きが記される。。	「一、本村の概況」「二、計画の概要」「三、長倉村経済更生計画実行案」にわかれ「三、長倉村・・・」では「一、農業経営の改善」「二、林業改善」「三、社会教化」「五、経済更生計画実行に依る利益計算」「六、経済更生計画実行皆励方法」に分けて記述。	「仁生活改善」にある「2、共同設備の普及」では「イ、共同農具の奨励」「ロ、婚礼衣装、 葬具」とあり、農具の共同及び婚礼衣装の共同化は他の更生計画書にはあまりない事例。

指定町村 郡 名 町村名		(現市町	「生活改善   関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
都 名 ·	玉川村	行方市	身分相応に切り下げる」「4、 葬儀は相互扶助の精神の発揚 を」「5、入退営兵士は精神的	「一、本村の概況」の大項目のあと二、経済更生計画という大項目はなく、いきなり「一、経 質部」「二、経済部」「三、社会 教化部」に分けての更生計画が 記されている。	なからず、然も之等幾多の困難 人しき容易に排除すべきものお らざれば村民相協力し村民相互
稲敷郡	安中村	美浦村	「三、社会教化部」の中にある 「二、生活改善」に記載。以下 7項目それぞれにイ、ロ、ハ の順に簡条書きに実行事項が記 される。「1、時間励行」「5 衣食住に関する事項」「3、冠 儀に関する事項」「5、葬儀に関する事項」「6、祭儀に関する事項」「7、入退営に関する事項」	「一、本村の概況」「二、目標」 「三、経済更生計画」「四、経 済更生計画実行督励計画」の 4つの大項目に分けて記述。 三の中で「一、経営部」「二、 経済部」「三、社会教化部」に 分けて記述。	「1、時間励行」では「時間を空費する弊風を打破し村会を材能とし各種会合の時間を厳守すること」とあり、村会の開始時間が確守の目安として記さいいる。また「2、衣食住に関する事項」では「ハ、煙草は巻煙草を節約しきざみ煙草とすること」とあり、禁煙の奨励ではなく業煙草の節約にふれている。

## 【表 2】昭和11年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定町村の記載構成と生活改善事項

指定	指定町村		「山尾ルギ」明上・和井京の		地比中の排作 3774の此処
郡名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
東茨城郡	下中妻村	水戸市、笠間市	「第四 教化部」の中にある「社会教化実施計画」に「二、生活改善」の項目。この中に以下の 7つの小項目と細かく実施事項が1、2、3…の順で各小項目単位で1~9項目で記される。7つの小項目は一時間励行に放食住に関する事項三形の 4年に関する事項画等祭に関する事項正規を 4年に関する事項可以表示計算の記入励行心保健衛生に関する事項。		徴的。また「伍其の他の儀礼」 に関する事項では、「一、年始 回礼の廃止 年賀は元日神社に
西茨城郡	北川根村	笠間市	「第三 教化部」冒頭に「昭和十一年度の努力点は左記の事項を目標として…」と記し、8項目の方針をか書かれてあり、生活改善きで目標の項目に記される。ここで16の箇条書きで目標の項目に記される。「16の箇条書きで目標の項目に記される。「16の箇条書きで目標の調査を支払の励行」「2 共同の強励」「3 冗費の排除」「4 衣食住の改善」「5 保険情報がより、「6 家庭精神の計場といる。「17 婦人の自演」「9 共済協同の強調」「10 社交儀礼の改善」「11 時間の励行」「12記帳生活の奨励」「13 迷慮味の登画」「14 農村供来と趣味の登画」「14 農村供来と趣味の登画」「15 と時間の助行」「12記帳生活の奨励」「13 迷慮味の登画」「15 公件の制旨、版。ひきつづいて「実行の方法及目標」「生活改善に関わる事項」では「兵送迎の仲子」「二 入退營練の「二 入退金列助」「二 入退金列助」「二 入退金列助」「1 「16 「16 「16 「16 「16 「16 「16 「16 「16 「	更生計画実行案」「三、経済更 生実行に依る増収及節約高」 「四、経済更生計画実行の督励 方法」の4つの大項目。「二、 経済更生計画実行案」の中で「第 一 経営の部」「第二 経済部」 「第三 教化部」の中項目に分	「第三 教化部」で記された「生活改善に関する事項」にある「一 冠婚弊祭」のイーヌまでの10 項の確守事項のうち8項が弊祭に関わるもの。特に「赤、券子行器等は之れを廃すること」「へ、孝能通知は脚夫を廃止し郵便を以て行ふこと」「ト、酒積では全部組合に寄付し之れを積け立つるものとす」「リ、 世界と明した事をであること」「ヌ、灯籠立てと称し多数集合として変をなすことを廃すること」「ヌ、灯籠立てと称し多数集合との方の項目は北川根村の券貨階に踏み込んだ具体的な指針といえる。

指定町村郡 名 町村名		(現市町	「生活改善   関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴	
郡 名	五台村	那珂市	物利用の工夫研究』「映画教育実 行」「全村慰安日の設定」「娯楽 施設の充実」が記される。もう 1 ヶ所は「第五 社会部」の中に 2	更生計画案」「三、経済更生計画実行督励方法」「四、経済更生計画実行五ヶ年後に於ける利益計算」の4つの大項目。「二、経済更生計画案」の中では「一一 総務部」「第二 教化部施設」「第三 経管部」「第四 経済部」「第五 社会部」の中項	「主婦を招き茶の会を催す但し 孰れも引物見舞廻り及衣装の剥 換掛は廃止す」とある。連続 た婚礼が慣習になっていたもの に簡素化を促す記述。また(13) 送のなかに「二、忘日祭(七日、 三十五日、百ヶ日)等の墓参に	
久慈郡	染和田村	常隆太田市	「二、経済更生計画実行案」に 「第四 教化部」の記述があり、 その中に「四、生活改善に適益 す」の項目がある。そこに「1 生活の合理化」(この中に一時 間の励行、江子算生活の励行) 「2、儀礼の改善」(この中に 一結婚式に関する件二承儀に関 する件三人退営歓送迎に関する 件四社交儀礼に関する件五衣 住に関する件)「3、保健衛生」 「4、営業改善」の賞項目が記 される。その小項目にイ、ロ、 ハの順に箇条書きで実行内容が 記される。	経済更正 (ママ) 計画実行案」 の中で「第一 総務部」「第二	をする結婚式の歯止めを記して	

指定	指定町村		「山尾ルギ」明上・中華東南	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	訂画書の書入・内谷の将飯	報古書の構成、記述の特徴
多賀郡	高岡村	高萩市	「二 計画の概要」の中に経済 更生計画実行案が記載され、そ の中の「第三 社会教化部」の中 に「二、生活改善」の中項目が 載される。その中に「1、生活資 料の自給並に共同購入」(「イ 自家用味噌、醬油など農産加工 品の普及」「ロ 農家組合購買部 設置」)および「2、儀礼社交の改 善」(「4 時間励行」「口 冠婚 葬祭」「ハ 兵士の送迎に関する 事項」「二 其の他」)「3、家計簿 記帳の励行」が記載される。	「一、本村の概況」「二、計画の概要」の大項目で「二、計画の概要」を記述のあと「経済更生計画実行案」と記され、「第一経営部」「第二 社会教化部」「第 四 経済更生計画実行に依る利益計算」「第五 経済更生計画実行目励方法」の5つの中項目に分けて記述。	「2、儀礼の改善」の中の「二 其の他」では2つの実行項 目が記され「一 年智回礼を廃 し、神前等に於で簡単なる年質 会催すこと」「二 厄払いの宴 は廃止すること」とある。年質 回礼の廃止は多くの計画書会を 行うなど形式が具体的に指示さ れている点に特徴がある。また 厄払いの宴の廃止は初老祝いの 廃止と同じで、はっきりと廃止 の記述がある点特徴的。
鹿島郡	徳宿村	鉾田市	「三 教化部」の中に「三 生活改善」の中項目が設けられ、そのなかに「一般断弊祭の改善」「二所蓄心の海養」「ご予算生活の奨励」「四熈楽の施設」の小項目が記される。(一二三)ともに経費の節減目標が数値で記され、具体的な儀礼上の改善指針は記されていない。	「一、本村の概況」「二、総務部」「三、教化部」「四、経常部」 「五、経済部計画」の順に記される。	「三、生活改善」にある「四娯楽の施設」では、「全村和合偕楽の気分を作り慰安と親和とを楽の気分を作り慰めを数解し、純風美俗の養成、清掃の陶冶に資せんとす。実際の施設 花見会、運動会、収穫税、鎮守祭、余興、映画界、会食、ビクニッた今種発表会等を整備しようとする記述であり、また計画書のしては旧習に関する指摘は記されていないのが特徴。

指定町村	(現市町	「仕げみ茶」開せて記載車項	計画書の書書、由家の特徴	起生津の様式 おぼの転換
指定町村	村名)	「四、社会教化部」の中に「二 生活改善を行ふこと」の中項 を活改善を行ふこと」の中項 食に関する事項」「二族計簿使用 等及を図ること」「四体育衛生 思想の普及改善」の4つの小 項目が記され、それぞれに実行 事項が簡条書きで記される。	四の誤植)、経済部」「四(ママ 五の誤植)、社会教化部」「五 (ママ 六の誤植)、経済更生	報告書の構成、記述の特徴  「二、生活改善を行ふこと」に ある「→ 次食煙 草等の 嗜好 と 当 に 当 に 強 な 要 項 は は ま か ら 変 を っ と 」 に る 事 項 目 は ま か ら 窓 計 調 を す る こ と 」 と 前 る 事 項 目 は ま た 「 二 歳 値 草 等 る こ と 」 と か り、家 計 調 な で は こ か る 事 項 」 で は に な る 事 項 」 で は に な る 事 項 」 で は に な る 事 項 」 で は に 集 合 し 精 神 的 な る 事 項 」 で は に 集 全 し ま た 「 二 歳 社 社 文 に 関 す な 常 除 窓 本 会 な ま た 「 二 歳 日 本 な 常 家 家 る る 会 交 か ら な き な に 近 れ へ い 等 窓 か る 事 な る ま な に 近 か ち 変 に 除 会 立 こ と 」 「 口 組 加 本 ら で 窓 か あ な こ 落 全 み は こ か ち か ま な と 」 「 口 組 力 本 ら な と と 」 「 し ま い な さ と ま し ま り、 な る 下 会 で ら と ま し ま り、 な る 下 な と す で ま し ま り、 な る 下 な と す で ま し ま り い な ま し ま り な と ま り な と ま り な と す で ま し ま り な と ま り な ま し ま し ま し ま し ま し ま し ま し ま し ま し ま

指定	町村	(現市町	「生活改善」関する記載事項	ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名	村名)	生活改善  関ラる記載争項	計画書の書式・内容の特徴	報古書の構成、記述の特徴
稲敷郡	浮島村	稲敷市	「第四、社会教化部」の中に 「三、生活改善」の中項目が設けられ、「従来の農民生活は実 に不規律にして不経済非衛生の ことが頗る多い之等を改善さ滅じ保健の 無駄を省いてて費を確定をは、ととして 規律あり節制ある生活を登み、 無駄を省いて成費を推進をとは、 農村更生の一端たることはといいのでは、 とを要せざることである」「毎年に、 行事項を箇条書きする衛生の改善」「5、入退営に関助所行の強調」「7、依食住の改善」「2、森住の改善」「6、時間の改善」「6、時間の改善」「6、時間の改善」「6、時間の改善」「10、遂信の打破」では「イ 後等、人退営に関い。では「イ 優の改善」「10、遂信の主」「10、遂信の主」「10、遂信の主」「14、後の改善」「10、変合の音」「14、の変善」「15、変合の音」「15、変合の音」「15、変合の音」「15、変合の音」「16、変合音」「16、変合音」が簡条書きで記される。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画」 「四、経済更生計画実行案」 「五、経済更生計画に於ける収益見積」「六、経済更生計画支 が経済更生計画のの中に「第一、経済部計画」のの中に「第一、経済部」「第二、経済部」「第二、経済部」「第二、経済部」「第二、社会教化部」 に分けて記される。	「三、生活改善」の中に「3、 醇風条俗の発揚 イ、農村行車 とあり、具体的な習俗にはい中でま とあり、具体的な習俗にはい中でま た「4、社交儀礼の改善」「にの 競式其の他のさ音及していないが、 近期では必ずまけまでは必ずまでは が可にながすること、婚約のの際に は双方の健康との調査を と」とあり、生体的な習を は双方の健康状態を引きない。 を発すること、婚約の影との。 と、選を を発すること、婚的の際に は双方の健康状態を の残い前心のがまけまで確認 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

指定町村		(現市町	「生活改善   関する記載事項	ショニューター カカの味物	却化性の進代 おせの転機
郡名	町村名	村名)	生活以音」関うる記載争項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
新治郡	; 戀漸村	石岡市	「第四 社会教化部」の中に 「二、生活改善に関する事項」 の中項目が設けられ、「農村に 於ける生活は各方面に汎り(マ フ)幾多改善すべき点少なから点少なか す、殊に最近益々其弊多きを認 むるは顧る遺憾とするところなり 然るに一般の村民が同様にこ の弊害を認めつつも尚水年の因 習を改め得ざる現状なり…(後 略)」と記された後に実行方法 が「最に関する事項」「2、冠能 関する事項」「3、衆境に関する事項」「5、贈答に関する事項」「6、兵士の送迎に関する事項」「6、兵士の送迎に関する事項」「7、大食住に関する事項」「8、其他一般事項」の8つ 各々に、イロハ…の順で具体的 な実行事項を記す。	「一、本村の概況」「二、経済 更生計画」「三、経済更生計画 の実行替励方法」「四、経済更生計画」 項立て。「二、経済更生計画」 の中に「第一、総務部」「第二、 経管部」「第三、経済部」「第四、 社会教化部」に分けて記される。	地方色豊なる趣味娯楽を勧め民
真壁郡	雨引村	桜川市		更生計画の概要」「三、経済更 生計画」「四、経済更生計画実 行智助方法」「五、計画五ヶ年 による利益金」の5つの大項 目。「三、経済更生計画」では 「第一、総務部」「第二、経常 部」「第二、経営部」「第四、教	「二生活改善(分度生活冗費節約)」の中にある「5、其他」で「ハ、年賀合同祝宴年始題礼廃止」「二、本村各字鎮守の例祭日統一、十一月二十三日」「ホ、祗園祭の統一」とあり、祭礼関係の村内統一を大がかりで行うことを明示している。

指定町村		(現市町	「生活改善   関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡名	町村名	村名)	生活以音」関うる記載争項	訂画者の書式・内谷の将紋	<b>報音書の構成、記述の特徴</b>
筑波郡	福岡村	つみ市	「第四、教化部」にある「A社会教化」の「五、生活改善」の中で前文として以下のことが更書かれる。「生活改善は農村更生上の重要関心事なるを以て、時代の趨勢に伴ひ数年前より名等庭、各種団体に於い善の過少と避めいに妻行し着なるもの依然社会的に多ってず、会主のでです。としている。そのあからでは、までのありに関す事する事は、生活で、飲食物皆好国、事事の協力、「何、大田の協力」「何、大田の協力」「何、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」「「四、大田の協力」」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」」「四、大田の協力」」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田の協力」「四、大田のは、田の、大田のは、田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、	「一、本村の概況」「二、経済 更生計画横立実行組織」「三、 経済更生計画実行に依り収入 増加一覧にそして進会規定制画 時更生総合品評会審整制目」 「保証責任 福岡村信用販売購 関村な私経済緊縮委員中会台湾 約」が割画樹立な経済緊縮で員中会台湾 約」が割画樹立ま行組織」、の中経 が判している。「二、経済、一、経行、 「第二、経済、一、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、第二、	「第二、経営部」の中で「七、共同作業場の設置」が記され「各農家組合に於て共同作業場を設け(十三ヶ所)共同作業によるとことを知らしか組合団結らあり、協同としむ(後略)のよころが何える。

	指定町村		(現市町	「小汗과荼」朋子之記禁車項	ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	却化書の進代 打怪の駐幌
郡	名	町村名	村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
結坊	<b>城</b> 郡	豊田村	常総市	「第四、数化部」の中に「四、生活改善に関する計画」の項目は下小項目を記す。「1、時間助行と来会義務の遂行」「2、冗費節約」(この中に「(1短婚弊祭の旧弊打破」「(3)入退営」「(4)各種安会」「(5)組解き祝」「(4)各種安会」「(5)組解を祝」「(8)誕年、節句」の8項目。それぞれに実行事項はイロハの順に記される。)	生実行案」「四、経済更生計画 実施による利益計算」「五、経 済更生計画実行督励方法」の 5つの大項目。「三、経済更生 実行案」の中に「第一、総務部」 「第二、経営部」「第三、経営 部」「第四、教化部」に分けて 記述。この中で「第一、総務部」 において「二、移民計画」が具 体的に明文化される。「本村の 於ける人口は毎年三十余人の自 然増加を見るも耕地の残隘より 農耕に従事するもの殆ど無く他 に職業を求め向都離村の現況に	となり大和民族の特有たる一大 勇猛心を発揮し祖先伝来の此郷 土をして理想郷たらしめんには 各々が其の本分を全ふするにあ りと信す」と示し、願習の打破
猿』	急郡	生子菅村	坂東市	「第三、経済部」および「第四、 社会教化部」の両方に記述。「第 三、経済部」では「四、生活の 改善」の項目を設け、短婚葬祭 各々の5ヶ年各年度ごとに節 約額の目標数値を記入。その後 で実行方法を17項目に箇条書 きで記す。また「第四、社会教 化部」では「二、生活改善に関 する事項」の項目を設け「1、 時間励行」「2、生活改善」の 記述を各項3、4行で簡略に 記述。	画実行督励に関する事項」の 5つの大項目。「三、計画の細 目」は「第一、総務部」「第二、 経営部」「第三、経済部」「第四、 社会教化部」に分けて計画を記	「第三、経済部」「四、生活改善」の実行方法に記述に「3、 鯉のほり、破壁弓、ひな人形の 鯉のほり、破壁弓、ひな人形の 脚答を廃止すること 旧慣によ り廃止不能な場合は金銭に改め 当家に於て総金額の三分の一以 内を以て祝品を購入し残三分の 二以上を本人の貯金とし出生の 届出と同時に貯金の申込をなす こと」とあり、具体的な子供の 祝いに関わる儀礼の指針を示し ている。

指定	町村	(現市町 村名)	「生活改善」関する記載事項	計画書の書式・内容の特徴	報告書の構成、記述の特徴
郡 名	町村名				
北相馬郡	文間村	利根町	「第四、教化部」の中に「二、 生活改善」の項目を設け、冒頭 に「農家実行組合、戸主会等を 主として連絡改善案実施に当た るものとす」とあり、実行事項 の徹底を組織をあげて行うこと が記載された後以下の3つの 項目に分けて実行事項を記す。 「一、家政の改善計画」「二、 社会生活の改善」「三社会改善 施設の改善並びに推進」の各項 目に1、2、3の順に実行事 項を記し、必要に応じ実行事項 の細目をイロハの順でさらに細 かく記載する。	「一、本村の概況」「二、経済更生計画の目標」「三、経済更生計画実行案」「四、経済更完成核に於ける利益金」「五、経済更生計画実行督励方法」の5つの大項目。「三、経済更生計画実行案」の中は「第一、総務部」「第二、経済部」「第二、経済部」「第二、経済部」「第二、大経済部」「第二、大経済部」「第二、大経済部」「第二、大統済部」「第二、大統済部」「第二、大統済部」「第二、大統済部」「第四、大統済部署」「四、大統済第一、大統済等」「四、大統済第一、大統済第一、大統済第一、大統済第一、大統済部署」「四、大統済第一、大統済第一、大統治和社会、大統治、大統治,共和大统治的,并并,并不为,并并并,并并并并不为,并并并不为,并并,并并并未被称为,并并,并并并并并并并,并并并并并并,并并并并并并并并,并并并并并,并并并并并并	「第三、経済部」「一、貯金の 奨励」の中で「3、仏前貯金」 で「主婦を中心として毎朝各戸 に於て一日分の飯米中より一定 の容器に自米を容れ仏前に供へ えを不動講又は観音講等に持寄 り換金し貯金ををささした貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った貯金の と」とあり、講を使った時金の を付いては、日本に、記載、 「八、更生記念百 毎年二月十 一日を更生記念百日と定め当日は 村民毎戸農産物を持ち寄り神前 は供陳し執行し村民の慰安記念 日と定め更生意識の こと」と定める。